

平成 30 年度上越市学校給食運営委員会次第

日 時：平成 30 年 12 月 17 日（月）
午後 2 時 30 分～
会 場：上越市教育プラザ 研修棟
大会議室

1 開 会

2 挨 拶

3 委員の委嘱

4 会長、副会長の互選

5 報告

- (1) 学校給食の運営
- (2) 食物アレルギー対応の状況
- (3) 異物混入の状況及び対策
- (4) 地場産野菜の使用拡大
- (5) 学校給食調理業務の民間委託
- (6) その他

6 審議事項

学校給食用米の銘柄変更について

7 閉 会

平成30年度上越市学校給食運営委員会

日時：平成30年12月17日（月）
午後2時30分～4時00分
会場：教育プラザ 研修棟
大会議室

○上越市学校給食運営委員会設置条例

昭和 48 年 12 月 24 日
条例第 68 号

(設置)

第 1 条 学校給食の充実と適正な運営を図るため、上越市学校給食運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学校給食の実施計画に関する事項
- (2) 学校給食費に関する事項
- (3) 学校給食用物資購入に関する事項
- (4) その他学校給食に関する事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 25 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから上越市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

- (1) 小、中学校長
- (2) 小、中学校の PTA 会長
- (3) 保健所長
- (4) 学識経験者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 委員会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 7 条 会長は、必要に応じ、専門的事項を分掌させるため、委員会に部会を置くことができる。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

この条例は、昭和 49 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 54 年条例第 27 号)

この条例は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

上越市学校給食運営委員会委員名簿

氏 名	備 考
田 中 武 彦	宮嶋小学校長
小 林 芳 宏	明治小学校長
渡 辺 俊 和	南川小学校長
東 條 善 夫	安塚中学校長
星 野 智 徳	諏訪小学校 PTA 会長
木 村 雄 介	保倉小学校 PTA 会長
曾 田 直 人	下黒川小学校 PTA 会長
内 山 隆 行	豊原小学校 PTA 会長
山 崎 理	県上越保健所長
黒 木 美恵子	内科医
上 野 光 博	内科医
青 木 義 親	歯科医
大 塚 純 子	県養護教員研究協議会上越支部副支部長
守 橋 初 美	春日中学校栄養教諭
瀬 川 あきは	大島中学校栄養教諭
吉 村 和 代	三和中学校栄養教諭
内 山 明 美	大和小学校 調理員

(敬称略)

学校給食の運営について

(1) 学校給食の状況 (平成 30 年度)

① 学校数 72 校 小学校 50 校 ・ 中学校 22 校

② 児童・生徒数 (各年度 5 月 1 日現在)

区分	児童・生徒数	内 訳	
		小学校	中学校
26 年度	15,338 人	10,064 人	5,274 人
27 年度	15,010 人	9,989 人	5,021 人
28 年度	14,592 人	9,785 人	4,807 人
29 年度	14,297 人	9,671 人	4,626 人
30 年度	14,071 人	9,510 人	4,561 人

③ 調理方式

方式	対象校	内 訳
単独校 (学校給食室)	64 校	小学校 45 校・中学校 19 校
共同調理場 (4 センター)	8 校	小学校 5 校・中学校 3 校
大島学校給食センター		小学校 1 校・中学校 1 校
牧学校給食センター		小学校 1 校・中学校 1 校
柿崎第一学校給食センター		小学校 1 校・中学校 1 校
柿崎第二学校給食センター		小学校 2 校

④ 給食費

小学校 4,890 円/月*10 ヲ月+4,860 円徴収 一食単価: 280 円
 中学校 5,680 円/月*10 ヲ月+5,600 円徴収 一食単価: 325 円

⑤ 給食材料の発注・支払事務

合併前上越市: 教育委員会 (発注事務・支払事務)
 13 区: 発注事務…各学校、支払事務…教育委員会

(2) 学校給食の内容 (実施計画)

① 献立作成 (給食管理システムにより作成・管理)

合併前上越市: 統一献立 (小学校 A・B、中学校)

13 区: 単独校・共同調理場単位で基本献立を作成

*各区の実情に合わせた献立を一部実施

② 年間の給食日数

基準日数 192 日 (各学校により日数の増減あり)

③ 学校給食用精米

上越産コシヒカリの無洗米を使用

④ 炊飯方式

委託炊飯 38校（合併前上越市36校、13区2校）

自校炊飯 34校（合併前上越市1校、13区33校）

⑤ 献立内容

(ア) 摂取基準量（ページ9別表）に基づいた献立作成

(イ) 家庭の食事で不足しがちな栄養素を考慮

(ウ) 郷土料理、伝統料理、好評献立等を摂り入れた献立

(エ) 旬の素材を使用し、地産地消を念頭に置いた献立作成

(オ) 品質、安全性を考慮した食材の使用

輸入食材は可能な限り使用しない

地場産・県内産・国内産の順で食材を使用

食材の放射性物質検査を実施

⑥ 食育の日献立

平成30年度の食育の日献立（毎月19日）は「ふるさと上越の輝く先人たち～食を通して郷土の偉人について学ぼう～」をテーマに実施。

	紹介の偉人・内容	献立内容（合併前上越市中学校の内容）
4月	坂口謹一郎 発酵、醸造に関する研究	古代米ごはん、牛乳、鶏肉の酒かす焼き、ちりめんじゃこあえ、お花見のっぺい汁、いちごのタルト
5月	小川未明 日本児童文学の父	ごはん、牛乳、めぎすのケチャップソースがけ、野ばら風サラダ、海の香りみそ汁、りんごゼリー
6月	小山作之助 日本音楽教育の功労者	ごはん、牛乳、あじのいちじくソースがけ、きゅうりのごま風味づけ、夏野菜のすまし汁
7月	中村十作 宮古島の人頭税廃止運動	黒糖パン、牛乳、シャークカツ、フルーツサラダ、もずくスープ
8.9月	芳澤謙吉 外務大臣	ごはん、牛乳、豚ねぎ炒め、春雨サラダ、酸辣湯、フルーツ杏仁豆腐
10月	川上善兵衛 日本ブドウ・ワインの父	ごはん、牛乳、鶏肉の赤ワイン焼き、なますかぼちゃの炒め物、ほうとう汁、ぶどうゼリー
11月	小池仁郎 サケ・マスの人工孵化	ごはん、牛乳、鮭のチーズ焼き、ひじきと大豆の炒り煮、さといものみそ汁
12月	小林古径 日本画家	古代米ごはん、牛乳、セルフの彩寿司、ゆかりあえ、とうふ汁、サンタクレープ
1月～3月 作成中		

*食育の日献立は、合併前上越市の小学校、中学校、13区の単独校、共同調理場単位で献立内容が違ってきます。

⑦「平成 30 年度学校給食調理コンクール（新潟県教育委員会・公益財団法人新潟県学校給食会主催）」で上越市チームが最優秀賞を受賞

毎年開催されている、「学校給食調理コンクール」において、一次審査（書類審査）を通過し本審査に出場した 9 チームの中から、当市代表の「上越市チーム」が平成 28 年度から 2 年ぶりに最優秀賞の栄冠に輝いた。

- ・ 出場者：栄養教諭 1 名、栄養主査 1 名、調理員 3 名
- ・ 献立内容：ネーミング 「輝く！発酵のまち上越 味めぐりランチ」
- ・ 献立 ごはん、牛乳、めぎすのフライ甘酒トマトソース
なますかぼちゃの梅みそ和え、発酵のまちの夏のっぺ
善兵衛さんのワインゼリー

（3）給食指導

- ① 給食主任、栄養教諭等を中心に、学級担任等と連携をとり実施する。
- ② 給食指導計画を作成し、指導の視点を明確にする。
- ③ 給食委員会の活動を活用する。（校内放送、残量調査など）
- ④ 食事に関する自己管理能力を培うため、バイキング給食やセレクト給食などを工夫する。
- ⑤ 家庭の理解を得るため、給食だよりの配布や試食会等を開く。

食物アレルギー対応の状況

平成 26 年 3 月に「学校における食物アレルギー対応の手引き」を作成し、学校生活管理指導表の提出に基づき、各校で除去食や代替食の提供を行っている。

(1) 食物アレルギーの状況(各年度 5 月 1 日現在)

年 度	対応者（報告者数）				アナフィラキシー	エピペン
	小学校	中学校	合計	割合		
26	205 人 (42/52 校)	113 人 (21/22 校)	318 人	2.07%	37 人 (11.64%)	20 人 (6.29%)
27	228 人 (42/52 校)	112 人 (20/22 校)	340 人	2.27%	41 人 (12.06%)	23 人 (6.76%)
28	229 人 (44/52 校)	156 人 (18/22 校)	385 人	2.60%	39 人 (10.13%)	26 人 (6.75%)
29	241 人 (44/50 校)	140 人 (19/22 校)	381 人	2.70%	55 人 (14.40%)	36 人 (9.40%)
30	254 人 (45/50 校)	143 人 (17/22 校)	397 人	2.82%	57 人 (14.36%)	44 人 (11.08%)

- ・アレルギーとなる原因食品では卵、乳、小麦、えび、かこの割合が高い。
- ・対応者の割合と重篤な症状がある人の割合が年々増加傾向にある。
- ・各校のアレルギー対応状況は別紙参照。

(2) 食物アレルギーの対応

- ・対応者に対して除去食、代替食を提供する際には配膳の食器やトレイの色を変えている。
- ・保護者、学校、教育委員会が連携しアレルギー事故を起こさない。また、調理員に対しても納品時の検収の徹底を図るよう指示。
(アレルギーとなる食品の確認等)
- ・平成 27 年 7 月からアレルギー対応のチェック項目を新たに増やし、食品成分表のアレルゲンの確認等の作業を複数人でのチェック体制とした。

(3) 上越市の食物アレルギー対応の手引きの改正について

- ・平成 27 年 3 月に文部科学省、平成 29 年 2 月に新潟県教育委員会が作成した各食物アレルギー対応指針の配布を受け、平成 26 年 3 月に作成した上越市の「学校における食物アレルギー対応の手引き」を改正中。
- ・主な改正点、①完全除去②少量可③加工食品可④牛乳を利用した料理可⑤飲用牛乳のみ停止など様々な除去食や代替食の提供を行ってきたが、今後は安全性確保のため、文部科学省の食物アレルギー対応の大原則に基づき「原因食物の完全除去対応」並びに、「極微量で反応が誘発される可能性がある等の場合」や「施設の整備状況や人員の体制が整っていない場合」は、弁当対応の考慮対象とする。

異物混入の状況及び対策

(1) 異物混入防止

- ・学校給食への異物混入を防ぐため、調理員による納入時点での検収、調理作業前、調理中の確認や学校管理職による調理完了後の検食での確認を行っている。

(2) 異物混入の状況

- ・県の異物混入等対応マニュアルに基づいて、金属片などの健康被害を及ぼす可能性のある異物については県への報告を行った。

< 県への報告数 >

(単位：件)

混入物	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
金属片・ガラス等	3 (3)	2 (8)	3 (3)	4 (11)	1 (1)
毛、虫、糸等	4 (41)	2 (96)	1 (122)	1 (78)	0 (68)
合 計	7 (44)	4 (104)	4 (125)	5 (89)	1 (69)

※ () は市教育委員会としての把握数、30年度は10月末までの件数

(3) 板倉中学校の給食における異物混入について

- ・平成30年9月14日の異物混入については、生徒が喫食した混入物が健康被害を及ぼす可能性のある異物であったため保護者・県への報告とともに報道機関への情報提供を行った。

① 混入物：両手鍋のネジ（金属）1本

② 該当生徒：3年生1名

生徒は喫食したが、吐き出しけがはなかった。また、後にも健康被害なし。他に異物混入はなかった。

③ 混入原因：委託先調理員が、各クラスの配食缶にコーンシチューを配食している最中に汁量が足りない事に気付き、足りない量を両手鍋で調理した。ガスコンロで調理したため鍋の取っ手部分が溶けてネジが緩み、配食缶へ移し替える時にネジ1本が配食缶に落ち、それに気付かず、配食したことによる。

④ 対 策：・9月18日（火）から11月7日（水）まで教育総務課の栄養士が調理業務の立入調査を実施。

- ・当日の調理作業工程について、前日及び当日の作業前に調理員全員で打合せを行い、汁量等の出来上がり量を全員で確認する。
- ・調理器具に破損がないか作業前、作業中、作業後の異物混入を防ぐための点検の徹底。

地場産野菜の使用拡大

給食の献立や野菜使用見込量について、農政課、JAえちご上越を通じて生産者に情報提供し、青果物市場への出荷品目や出荷量の拡大に取り組む。

また、地域に合った取組方法を検討し使用の拡大を図っていく。

< 学校給食における地場産野菜の使用状況 > (単位：kg、%)

	平成 28 年度			平成 29 年度		
	給食使用量	うち地場産	使用割合	給食使用量	うち地場産	使用割合
合併前上越市	230,656	22,494	9.75	220,204	18,952	8.61
安塚区	3,172	607	19.14	3,049	552	18.10
浦川原区	6,666	1,765	26.48	6,075	1,661	27.34
大島区	2,032	460	22.66	2,071	334	16.13
牧区	2,881	843	29.27	2,830	784	27.70
柿崎区	14,713	2,007	13.64	15,163	1,902	12.54
大潟区	15,754	5,050	32.05	14,875	5,324	35.79
頸城区	15,556	4,377	28.14	18,567	2,924	15.75
吉川区	7,845	713	9.08	7,249	637	8.79
中郷区	5,970	497	8.32	5,701	973	17.07
板倉区	12,927	1,277	9.88	14,615	1,068	7.31
清里区	5,615	1,444	25.71	5,091	1,717	33.73
三和区	10,742	2,985	27.79	9,318	2,520	27.04
名立区	4,046	1,402	34.65	4,223	984	23.30
13区計	107,921	23,427	21.71	108,827	21,380	19.65
上越市全体	338,576	45,922	13.56	329,031	40,332	12.26

(1) 地場野菜の使用拡大の取組状況

- ・平成 28 年度から使用率の低かった地区を重点地区とし、野菜の生産者と生産量を増やす取組を市農政課、JA えちご上越の協力により行っている。
- ・中郷区、清里区は、納入体制が確立されたこと、生産者、納入業者、栄養士、市等の関係者が協力し情報共有したことにより、地場産使用率を伸ばすことができた。

(2) 上越産冷凍野菜の使用実績 (単位：kg、コロッケは個数)

年度	冷凍ほうれん草	冷凍なますかぼちゃ	上越産じゃがいもコロッケ (上越産大豆入り)
平成 29 年度	324	598	0
平成 30 年度	1,398	945	21,427 (964 kg)

(別紙)

学校給食摂取基準

〈児童・生徒1人1回あたり〉

区 分	小学校児童の場合			中学校
	低学年 児童 (6歳～7歳) の場合	中学年 児童 (8歳～9歳) の場合	高学年 児童 (10歳～11歳) の場合	生徒 (12歳～14歳) の場合
エネルギー(kcal)	530	650	780	820
たんぱく質(g) 範囲 ※	学校給食による摂取エネルギー全体の13～20%			
脂 質(%)	学校給食による摂取エネルギー全体の20～30%			
カルシウム(mg)	290	350	360	450
鉄(mg)	2.5	3	4	4
ビタミンA (μ gRE)	170	200	240	300
ビタミンB1(mg)	0.3	0.4	0.5	0.5
ビタミンB2(mg)	0.4	0.4	0.5	0.6
ビタミンC(mg)	20	20	25	30
ナトリウム(g) (食塩相当量)	2未満	2未満	2.5未満	2.5未満
食物繊維(g)	4以上	5以上	5以上	6.5以上
マグネシウム(mg)	40	50	70	120

(文部科学省)

平成30年8月1日施行

○表に掲げるもののほか、次に掲げるものについても示した摂取について配慮すること。

亜鉛・・・児童(6歳～7歳) 2mg、児童(8歳～9歳) 2mg、
児童(10歳～11歳) 2mg、生徒(12歳～14歳) 3mg

学校給食調理業務民間委託

上越市では、市が責任を担うべき事業のうち、市民へのサービスを維持しながら市職員以外が直接執行できる業務を委託し、経費の縮減や職員数の縮減に努めている。

上越市教育委員会では、平成 19 年度から民間の活力を利用して、城北中学校 1 校で民間委託を開始し、現在、民間委託方式 43 校で実施している。

民間委託方式に移行しても、これまでどおり、安全で、温かく、おいしい学校給食が提供できるよう努めている。

(1) 平成 30 年度の委託実施状況

- ①単独調理場 43/64 校（小学校 28/45 校、中学校 15/19 校）
- ②共同調理場 0/4 センター
- ③委託業者数 6 社

(2) 民間委託等実施校

年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
実施校	城北中	南本町小 国府小 春日中	大手町小 春日小 大町小	東本町小 高志小 直江津東中	飯小 直江津南小 直江津中	富岡小 戸野目小 直江津小
年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
実施校	春日新田小 大潟町小 宝田小 大潟町中 清里中	八千浦小 北諏訪小 安塚小 吉川小 安塚中 名立中	保倉小 南川小 針小 浦川原中 板倉中 中郷中	高田西小 吉川中 三和中	頸城中 豊原小 浦川原小	上雲寺小 有田小 里公小 雄志中

(3) 「学校給食運営協議会」について

「上越市立小中学校給食運営協議会設置要綱」（別紙参照）により、学校給食調理業務委託等実施校における学校給食業務を円滑かつ効率的に推進するため、実施校ごとに運営協議会を設置し開催することとしている。

■ 平成 30 年度の実施状況

委託実施校 43 校で実施予定 二学期末までの開催校数 31/43 校

<協議会での意見交換の内容>

- ・児童・生徒の給食に対するアンケートの取組結果や給食指導の状況（学校）
- ・アレルギー対応や異物混入など調理現場での取組（業者）

- ・給食に関する家庭での子どもとの話題や給食を試食しての感想・意見（保護者）
- ・調理業務の民間委託の状況、給食の現状等（教育委員会）

（４）平成 31 年度の委託等予定

委託更新校 11 校 (城北中ほか 10 校)	平成 28 年度から 3 年の長期継続契約を締結済み 更新作業を行う予定
新規委託等予定校	候補予定校と協議後、保護者への説明及び業者募集・ 選定等の準備を進める。

（５）今後の民間委託への取り組み

- ・委託等事業者を市内業者に限定しているため、事業者が少数で固定してしまわないように、拡大の方向性を引き続き探る。
- ・委託予定校については、施設設備の状態を確認しながら計画を進めていく。

■給食用食材の放射性物質検査について

1 検査の目的

学校等の給食の安全性を確認し、給食に対する保護者等の不安を軽減する。

2 検査の概要

上越市立の小・中学校、幼稚園で使用する食材の中から抽出して検査するサンプリング検査を実施。

(1) 検査対象食材

- ・検査対象食材は、過去に出荷制限がかかった地域で生産された農産物を原則とするが、検査日に食材が無い場合は、他の食材の中から使用頻度の高いもの又は使用量の多いものを検査する。ただし、主食と牛乳は除く。
- ・平成 28 年度検査から検査食材は、原子力災害対策本部が出荷制限等の前提となる検査を指示した 17 都道府県（※）を産地とするものとする。

（※）青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡、新潟（新潟については産地を市町村で報告）

(2) 検査頻度（現在の状況）

- ・食材の仕入れ・納品状況から給食実施の前日に検査を行うこととし、火曜日から金曜日に使用する食材を月曜日から木曜日に検査。
- ・合併前上越市の学校等で使用される食材を月曜日、火曜日及び木曜日に、13 区の学校等で使用される食材を水曜日に検査。

(3) 検査機器

- ・新潟県が上越地域振興局健康福祉環境部に配備した「簡易スペクトロメーター」を使用し、県の検査員が検査を行う。
- ・検出限界値：1 kgあたり 20 ベクレル

※ 検出限界値とは、その分析方法や計測機器で検出できる最小値のことをいい、測定環境（自然界に存在する大気中の放射線量）、測定条件（時間、重量等）、検査対象品目によって異なる。

3 放射性物質検出時の対応

放射性物質が検出された場合は、その食材は給食に使用せず、数値確定のための再検査を実施する。

4 これまでの結果について

平成 24 年 2 月 23 日から検査を開始し、平成 30 年 11 月末までに検査した給食食材については、いずれも検査限界値を下回り「不検出」となっている。

【給食食材の放射性物質検査の実施状況】

	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	29 年度	29 年度	30 年度	合 計
実施品目数	36	748	820	787	655	618	371	181	4,216
検査日数(回数)	16	174	183	177	153	158	159	109	1,129

※平成 30 年度は 11 月末までの数

上越市立小中学校給食運営協議会設置要綱

平成19年4月18日

教育長 決 裁

(設置)

第1条 上越市立小中学校における学校給食調理業務委託及び労働者派遣実施校（以下「実施校」という。）の学校給食業務を円滑かつ効率的に推進するため、実施校ごとに学校給食運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 実施校における給食調理業務の円滑な実施に関すること。
- (2) 実施校における給食調理業務に関連する事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる人を委員とし、20人以内で組織する。

- (1) 校長及び教職員（栄養士を含む）
- (2) 保護者代表
- (3) 学校給食調理業務受託業者
- (4) 市教育委員会事務局職員（学校給食所管課）

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年間とし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び代理)

第5条 協議会に会長を置き、会長は校長の職にある者を充てる。

- 2 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(運営)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、協議会の運営上必要な人を会議に招集することができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、実施校において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

(報告)

第9条 教育長は、必要があると認めるときは、協議内容について会長に報告を求めることができる。

附 則

この要綱は、平成19年4月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月24日から施行する。